

建築物エネルギー消費性能適合性判定 手数料額 令和3年4月1日

(単位:円)

申請の種類		適合性判定	計画変更	軽微変更証明	
工場等	当該部分の床面積の合計 300㎡以上1,000㎡未満	16,700	11,800	11,800	
	当該部分の床面積の合計 1,000㎡以上2,000㎡未満	27,100	19,100	19,100	
	当該部分の床面積の合計 2,000㎡以上5,000㎡未満	80,400	56,400	56,400	
	当該部分の床面積の合計 5,000㎡以上10,000㎡未満	128,000	90,000	90,000	
	当該部分の床面積の合計 10,000㎡以上25,000㎡未満	161,000	113,000	113,000	
	当該部分の床面積の合計 25,000㎡以上	201,000	141,000	141,000	
工場等 以外	モデル 建物法	当該部分の床面積の合計 300㎡以上1,000㎡未満	110,700	77,600	77,600
		当該部分の床面積の合計 1,000㎡以上2,000㎡未満	145,700	102,100	102,100
		当該部分の床面積の合計 2,000㎡以上5,000㎡未満	235,700	165,100	165,100
		当該部分の床面積の合計 5,000㎡以上10,000㎡未満	309,000	216,000	216,000
		当該部分の床面積の合計 10,000㎡以上25,000㎡未満	371,000	260,000	260,000
		当該部分の床面積の合計 25,000㎡以上	435,000	305,000	305,000
	標準 入力法等	当該部分の床面積の合計 300㎡以上1,000㎡未満	284,400	199,200	199,200
		当該部分の床面積の合計 1,000㎡以上2,000㎡未満	367,100	257,100	257,100
		当該部分の床面積の合計 2,000㎡以上5,000㎡未満	523,700	366,700	366,700
		当該部分の床面積の合計 5,000㎡以上10,000㎡未満	646,000	453,000	453,000
		当該部分の床面積の合計 10,000㎡以上25,000㎡未満	763,000	535,000	535,000
		当該部分の床面積の合計 25,000㎡以上	871,000	610,000	610,000

- ※1) BEST省エネ基準対応ツール(省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー性能を適切に評価できる方法と認める評価方法)について、手数料の額は、「標準入力法等」と同額とする。
- ※2) 複数建築物に係る性能向上計画認定を受けた他の建築物について、性能向上計画認定と同じ計算方法で適合性判定を行う場合の適合性判定手数料の額は、「工場等」の手数料と同額とする。
- ※3) 複数建築物に係る性能向上計画認定を受けた他の建築物について、性能向上計画の計画変更認定と同じ計算方法で適合性判定の計画変更を行う場合の適合性判定手数料の額は、「工場等」の手数料と同額とする。
- ※4) 複合建築物(住宅部分と非住宅部分を含む建築物をいう。)の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合に、非住宅部分として扱う。
- ※5) 内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の場合は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とする。
- ※6) 非住宅部分の一部に工場等の用途を含む建築物の場合は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とする。
- ※7) 特定建築行為に該当する増築又は改築(特定増改築を除く。)を行う場合は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とする。